

# 高等学校における運動部活動の 教育課程上の位置づけに関する検討

清 水 将

東亜大学 人間科学部 スポーツ健康学科  
e-mail:shimizu@toua-u.ac.jp

## <要 旨>

本研究の目的は、スポーツとの出会いを支える学校制度において、体育の授業ともに大きな比率を占める運動部活動について、学校教育における位置づけを考察した。通常「部活動」ということばで括られている活動が、高等学校でどのような意義をもち、どのように位置づけされてきたのかを、学習指導要領での扱いの変化を分析した結果、現在、学校において運動部活動として運営されているスポーツ活動は教育課程外の位置づけであり、当初のクラブ活動が必修化の関連から部活動と呼称されたことが明らかになった。現行の学習指導要領では体育・健康に関する指導、体力の向上等に変化し、生涯にわたる豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることが重視されているが、実態は競技力の向上が中心となっている嫌いが見受けられる。運動部活動を論じる場合には、制度上の変化や取り扱い方が異なることに着目しながら、スポーツの教育的効果を実証して、生涯スポーツとの関連を示すことが求められている。

## <目 次>

- 0. はじめに
- 1. 目的
- 2. 方法
- 3. 考察
  - 3. 1. 学校教育の目的と教育課程
  - 3. 2. 教科課程と教育課程
  - 3. 3. 教科外活動の内容とカリキュラム化の変遷
  - 3. 4. 教科外活動
  - 3. 5. クラブ活動と部活動
  - 3. 6. クラブ活動領域の学習指導要領の変遷
  - 3. 7. 現在の運動部活動
  - 3. 8. 運動部活動をめぐる問題
- 4. 結 語
- 引用参考文献

## 0. はじめに

日本におけるスポーツ活動は、これまで学校制度を基盤におこなわれてきた。そのなかでも運動部活動によっておこなわれるスポーツがその中心を担ってきた歴史がある。日本におけるスポーツの導入は明治期の富国強兵という国の政策に支えられた学校制度や軍隊において、身体強固の手段として用いられたことがひとつのきっかけとなっているといわれている。この頃に諸外国のスポーツや体操が紹介され、日本に根付いていったが、このような運動部活動の学校内における位置づけは、課外活動ということばが示すとおり、本来の学校制度でおこなわれる教育活動の周辺的な部分にすぎない。一方で学校生活における部活動が生徒に及ぼす影響の大きさは多言を要しない。学校の中心的役割である学力の修得、いわゆる「勉強」そのものや勉強して教室にいることよりも、放課後や教科書以外に学ぶことが多かったと感じる生徒は少なくない。卒業後の長期間に渡って、精神生活の支柱として部活動において学んだことに影響を受け続けていると感じる者が多数存在する。

日本のスポーツの歴史から考えると、アマチュアスポーツがスポーツの振興や発展に大きな役割を果たし、それらの存在基盤は学校や企業にあった。今日日本におけるスポーツの機運は、プロスポーツ化や総合型地域スポーツクラブの活動の設立といったような高まりを見せている。同時に、大きな転換期を迎えているといってもよい。日本のスポーツを支えてきた企業クラブ、実業団チームが、制度とともに終焉を迎えつつあるからである。あいつぐ企業の名門スポーツクラブや実業団チームの廃部や解散は、枚挙にいとまがない。長引く経済不況を迎えた現代では、運営に莫大な維持費のかかる企業スポーツの存続に理解が得られないのは、利潤追求という企業の論理からはやむをえないことであろう。またそれは、スポーツ活動が文化的活動として認められず、利益と結びついた生産性をもたらさねば活動できないという現実と精神的・文化的活動には十分な理解がないという日本の国民性を表しているとも考えられる。これまでの日本においては、スポーツ活動が福利厚生や企業の宣伝・広告のように実利的なものとして結びつけて手段的に経営されてきたからであり、

目的として実施されていないことも表している。

これらの企業スポーツの衰退からわかるのは、日本のスポーツが決して発展ばかりしてるとはいえない事実である。スポーツは全ての者が高いレベルでの競技を志向するものではない。高い競技志向をもたない者が十分に活動できるクラブ環境は、整備されているとは言い難い。ユネスコの示すスポーツフォーオールの理念からすれば、上手ではない者や身体に障害を抱える者であってもスポーツを楽しめるような環境が整備され、そのなかで競技志向の高い者がトップチームに進出していくような方向性と指導システムがあることが重要である。スポーツにおける受益者負担の原則が妥当なものだとしても、対価によってスポーツを楽しむという共通理解が十分に醸成されていない中で、全てのスポーツをクラブ組織で運営することは不可能である。つまり、競技レベルや費用の面からは、日本の公立の学校がスポーツとの出会いを支えている点をもう一度見直すことも必要であろう。スポーツを支える競技人口の底辺を拡充することは、競技力向上や強化の方策と同様に重要であり、その観点からは、スポーツとの出会いの時期を支える環境がとりわけ重要である。スポーツとの出会いの時期を学校が、スポーツの発展や高度化を企業が支えてきたのが日本的システムの特徴である。日本的システムのうち、企業というひとつの柱が衰退の一途をたどっている以上、もうひとつの学校というシステムも検討の時期を迎えている。アマチュアスポーツが大きな転換を迫られている中で、プロスポーツが企業の支えてきたスポーツの発展や高度化を完全に埋め合せているとはいいいきれない。あくまでもプロスポーツはその根底が職業意識と結びついており、アマチュアスポーツの延長としての発展を支える役割を完全に果たすことはできない。同様に、スポーツの出会いをプロスポーツやクラブチームが十分にサポートしているわけではない。スポーツが文化としての認知を十分に受けておらず、学校の先生が無料で教えてくれるものであるという認識がある。それがよいか悪いかは別の議論として、学校、特に公立学校の部活動とその顧問教師にスポーツの出会いと底辺の拡充を支えるという期待がかかっていることは看過できない。子どものスポ

ーツ活動に理解があっても、費用がかかるという点から抵抗を感じる保護者は依然として多い。比較的安価な負担でスポーツをおこなうことができ、スポーツとの出会いを支えているという点からは、学校スポーツへの潜在的な需要は大きい。文化的な習い事には金銭的負担が大きくとも保護者の理解を得やすいことと比較すれば、金銭的に余裕のある選ばれたエリートだけがスポーツをおこなうという方向性も間違いではない。だが、このような裕福な階層の者だけがスポーツを楽しむことができるというのであれば、今後のスポーツの発展はのぞむことができないであろう。その意味では、学校という教育機関、特に公立の学校が今後ともスポーツとの出会いを支え、スポーツの振興に果たす役割は大きいと考えられるが、その一方で学校スポーツの中心である運動部活動は脆弱な基盤で支えられているにすぎない。制度的に曖昧な運動部活動を改めて再考する必要がある。

運動部活動に関する先行研究は決して多いわけではない。神谷（2011）によれば、タイトルに「部活」を含む博士論文はわずか7件にすぎず、体育科教育学の論考と比べてもきわめて少なく、「運動部活動に関しては、未だ十分な研究成果が蓄積されていない」と指摘する。また、保健体育は学習指導要領に位置づけられたために「何のためにあるのか、どのように教えるのかが明確」であるのに対して、運動部活動は「不明確」であり、2009年に改訂された高等学校学習指導要領において総則で示された内容は、「各教科や特別活動で行うことが可能なこと」だとする。森川（1989）によれば、部活動が人的・財政的に保障されるのは困難で、「課外のクラブ活動＝部活動」が学校現場で一つの争点であり続けることは確かだと指摘し、部活動をめぐる論点が、方法論に偏り、その理念に触れるものが少ないことをあげている。教育が目標追求活動である以上、運動部活動が教育活動だとするならば明確な目標が示されねばならず、その点において学習指導要領における扱いは看過することができない。部活動が学習指導要領上の教育活動でなかった時期が存在し、今回の学習指導要領の改訂において、かつての特別活動から総則に位置づけられたことがどのような意味

を持つのかを検討する必要がある。

## 1. 目的

本稿では、スポーツとの出会いを支える学校制度において、体育の授業ともに大きな比率を占める運動部活動について、学校教育における位置づけを考察し、学校教育における部活動の根拠を検討する。卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続する時期として新学習指導要領に示された高等学校で実施されるスポーツの抱える教育と競技性にかかわる問題点を明らかにし、中学校では高い加入率を示す運動部活動が高等学校において低下する状況と高校卒業後のスポーツ実施率が年代別でも最低であることを踏まえながら、高等学校運動部活動の在り方について言及する。

## 2. 方法

研究の方法は、高等学校学習指導要領および学習指導要領の解説書、および関連する文献の検討である。部活動の歴史的な経緯と学校教育やカリキュラムにおける位置づけを整理し、通常「部活動」ということばで括られている活動が、高等学校でどのような意義をもち、どのように位置づけられてきたのかを、学習指導要領での扱いの変化を分析し、部活動の法的な位置づけやその正式な根拠が曖昧になった経緯を明らかにする。

## 3. 考察

### 3. 1. 学校教育の目的と教育課程

日本の学校は、基本となる日本国憲法、教育基本法の精神に則って学校教育法および学校教育法施行令、学校教育法施行規則等の関係法規により定められている。学校でおこなう教育活動は、教育課程（カリキュラム）を編成して、それに基づいておこなう必要がある。その具体的内容は、教育の水準を維持するために学習指導要領で示されている。学校でおこなわれる教育活動は、教育課程に編成されているかという点から正規の活動かどうかを区別される。この場合の教育課程とは、週あたりの時間配当だけを意味せず、年間計画で示された学校行事等も含まれる。しかしながら、学校でおこなわれる教育活動には、教育課程以外でもおこなわれるものがあり、教育課程を基本と

した教育活動と教育課程以外、いわゆる課外の教育活動がおこなわれている。

教育の目的は、人格の完成をめざし、社会の形成者の育成をはかることである。学校は、家庭や地域社会の教育機能を普遍化したものといわれており、唐沢（1995）によれば、「教授は、もっぱら、知的・技能的な側面に働きかけ、歴史的な生成文化の継承とその発展のための知識や技能の伝達をはかり、認識力や創造力の育成につとめることである。訓育は、主として人格的な側面に作用し、「在る人間性」を「成る人間性」へと子どもが主体的に自らの人間形成をとげていくように働きかける教育の営み」である。教授は、主に教科で展開され、訓育は、主に教科以外の教育活動である特別活動の学校行事やホームルーム活動の生活指導、部活動等で展開されている。教育課程の教科以外の領域である特別活動は、唐澤（1995）が「特に、児童・生徒の全人的な成長に直接かわりを持ち、社会的な生活者として必要な望ましい資質の育成、いい換えれば、人間教育を期して行う教育活動として機能している。」と指摘するように、望ましい集団活動により、個性の育成、社会性の形成、問題解決能力の伸長をはかることに特性を見いだすことができる。集団の中で自分の個性を発見し、他人を尊重すると同時に自分を調和させるという集団と個人の相互作用であり、自主性に基づいて直面する問題を解決していく能力を養うことにもつながっている。

### 3. 2. 教科課程と教育課程

日本の学校は、明治期以降、政府により国家近代化の手段である教育の普及制度として発展した。明治期の教育内容は教科・科目が中心であり、山口（1990）によれば、初等教育では「教科課程」、中等教育では「学科課程」と呼ばれていた。また、元木（1975）は、明治期の教育の内容は、知識重視の注入教育的であったと指摘する。教科以外の教育活動は、このころから実施されて現在までおこなわれているものも見受けられる。唐沢（1995）によれば、当初学事奨励のために試験が実施され、その褒賞として式典が導入され、その後の学制の整備と共に学年制が固定化すると入学式・卒業式となり、今日の儀式的行事に受け継がれている。

学校と地域社会を結びつける運動会も明治30年代には全国のほとんどの小学校で実施されるようになっており、初期の運動会は学校外でおこなわれたため、そこへの往復を「運動遠足」と称していた。そこから分離して遠足や修学旅行として独自の行事に発展し、現在の健康安全・体育的行事や旅行・集団宿泊的行事に発展し、試験の廃止とともに展覧会や学芸会が学芸的行事になったとされている。この頃より課外の自発的な活動としてクラブ活動がおこなわれている。明治期のクラブ活動は、課外の活動ではあったが、生徒の自主性を伸長する活動としての役割を果たしていた。山住（1987）は、明治23年の教育勅語以降、学校教育は国家主義に画一化されていくが、集団での勝利への努力は、帰属意識を高めたり、戦争の戦意高揚につながると考えられ、遠足や運動会が文部省によって奨励されることになったと指摘する。

第2次世界大戦の終戦後、占領軍総司令部の主導で日本の教育における民主化も進められた。昭和22年に教育基本法とともに学校教育法が制定され、6・3・3制を内容とする新学校制度が発足する。新制高校の教育内容は、昭和22年4月7日付け文部省通達「新制高等学校の教科課程に関する件」によって示され、補正・修正を加えて、昭和26年版学習指導要領で成立する。この学習指導要領は、旧学制を新学制に移行させるという目的があり、新制高校の教育でめざす「社会的公民資質の向上」が意図されている。唐沢（1995）は、戦前の教科外の児童・生徒の活動は、日本国憲法における全人教育の方針を基盤として「特別教育活動」という正規の教育活動として位置づけられたと指摘するが、学校教育の内容が教科だけでなく、教科以外の活動を取り入れるようになって以降、教科課程は教育課程と呼ばれるようになるのである。

### 3. 3. 教科外活動の内容とカリキュラム化の変遷

戦後の高等学校の教科外活動の変遷は、表1の通りである。戦後の初期のカリキュラム改造運動は、馬場（1954）によれば、「形式的には統合的な性格を、内容的には生活経験を通して学ばせるもの」であり、昭和26年の学習指導要領では、安井（1995）によれば、児童や生徒たちが望ましい

成長発達を遂げるために必要な諸経験を提供し、経験の再構成を有効にさせるように、学習経験を組織することが重視されたとしている。教科外教育が特別教育活動として領域設定され、「生活指導」の考え方が前面に押し出れた。カリキュラムの構成原理として、「生徒」と「社会」を総合し、民主主義的な経験を学習する場として期待された。

昭和35年の改訂では、友添（2002）が指摘するように、生活中心の経験主義は、基礎学力の低下を招き、系統主義教育の転換が図られ、学習指導要領の基準性の強化が図られた。また、東京オリンピックを控えた国民世論を喚起する意味でも、学校教育全体を通じた体力の向上が期待された。「学校行事」と「特別教育活動」が教科外教育の領域となる。高橋（1973）によれば、昭和24年の第二次対日米教育使節団報告書以降、道徳教育の制度化が進行し、特別教育活動も道徳的見地から改善され、公的資質の向上が目標とされた。

昭和45年の改訂の背景にあるのは、阪尾（1995）によれば、高度経済成長を支える人的能力政策であり、能力主義の教育政策が展開された。高校進学率の増加は結果として不本意入学・落ちこぼれなどの問題を生みだし、能力主義や現代化を補完する意味で「期待される人間像」も模索されたが十分な成果は得られなかった。また、総則において「体育」が取り上げられ、体力づくりが教科外でも重視され、「総則体育」と呼ばれた。この改訂において特別教育活動は、「各教科以外の教育活動」となり、学校行事を吸収して、必修クラブが設置され、部活動の課外活動化がおこなわれている。目標は、社会及び国家の形成者として必要な資質の基礎を育てることである。

飯田（1995）によれば、これまでの教育課程は、終戦後の日本が民主国家としての担い手を育成する意図があったが、高度経済成長による子どもを取りまく環境の変化により、教育の現実からの要請を背景として昭和53年の改訂はおこなわれたとする。高校進学率が90パーセントを超え国民教育化されたことで、その再編をおこなう必要が生じたからである。また、学校に基礎をおくカリキュラム（SBCD）という学校や生徒を中心としたボトムアップのカリキュラム編成の考え方は教育課程の弾力化にも影響している。改訂の方針は、学

校の主体性を尊重した特色ある教育、生徒の個性や能力に応じた教育、ゆとりある充実した学校生活、勤労の喜びの体験、徳育・体育重視ということであるが、小中高の一貫性がはかられたことに特色がある。教科以外の教育活動は、小中高とも「特別活動」となり、その目標にも関連が図られるようになった。扱われる内容は、ホームルーム、生徒会活動、クラブ活動、学校行事の4つの分野である。

平成元年の改訂においては、道徳教育の充実とともに体育に関する指導の充実が意図され、特別活動などでも十分におこなわれるように努め、日常生活の適切な体育的活動と生涯を通じた健康で安全な生活につながるよう配慮することが明記されている。高まりつつある生涯スポーツの機運に対応したためである。そして必修のクラブ活動との混同を避ける意味合いからも、部活動という概念がはじめて使用されている。

平成11年の改訂（高等学校では平成15年度から年次進行）では、「総合的な学習の時間」が加えられたが、特別活動ではクラブ活動の廃止により、内容が縮小されている。前回の改訂で意図したスポーツにおける活動が社会環境として成熟したという判断がなされたのである。

教科外活動を歴史的な経緯から考えると、①ホームルーム活動、②生徒会活動、③クラブ活動、④学校行事、⑤部活動の5つの概念がある。昭和26年の学習指導要領以来、平成10年までは、基本的にはホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事の4つの領域にわたって実施されてきたが、現在では、クラブ活動が廃止され、総合的な学習の時間が追加されたことが特徴的である。（表1）部活動は、平成元年から次期改訂の間のみクラブ活動の代替えという形で制度化されたが、現在では教育課程に属する活動とはみなされておらず、課外活動という扱いになる。平成20年1月の中央教育審議会答申においても「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで高等学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記載することが必要である」との指摘がなされ、平成21年告示の学習指導要領においては、



「部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。」になり、教育課程外の活動ながら学校教育の一環として教育課程に関連する事項に位置づけられた。(図1)

運動部活動に限っていえば、平成11年および平成21年度の高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編では、〈運動部の活動〉として記載され、現行の学習指導要領では、保健体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などと相互に関連させながら学校教育活動全体の中に教育課程外の学校教育活動として位置づけられ、総則に示されるとおり体育、健康に関する指導として扱われる

ようになっている。この点から鑑みると、運動部活動は特別活動としての位置づけから体育・健康に関する指導へと大きな転換がはかられているにもかかわらず、十分な周知がはかられていないことが問題である。運動部活動を統括する団体である財団法人全国高等学校体育連盟は、高校生の健全育成と各競技種目の競技力向上を主要な柱としながらも、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の実施が最も大きな事業であるとの認識がある。競技力向上と結びついた全国大会の実施が必ずしも生涯スポーツに結びついているとは限らないのは、高校卒業後のスポーツ実施率からも顕著な事実であり、運動部活動と学校スポーツのあり方を考える必要があることを示唆している。

表1 高等学校学習指導要領における自由研究を含む教科外の教育活動の主要な経過

昭和22年 昭和24年	学習指導要領一般編（試案） 文部省通知により廃止	「自由研究」 *教科の一つとしての位置づけ
		・個人の興味と能力に応じた教科の発展としての自由な学習 ・クラブ組織による活動 ・当番の仕事や学級委員の仕事
昭和26年	学習指導要領一般編（試案）改訂版 ①ホームルーム（1） ②生徒会（1） ③クラブ活動（1） ④生徒集会	「特別教育活動」新設 *教科以外の活動の制度化
昭和31年	高等学校学習指導要領一般編改訂版「特別教育活動」 各学年において、すべての生徒に週当たり1ないし3単位時間	
昭和35年	高等学校学習指導要領「特別教育活動」+「学校行事等」 ①ホームルーム（1） ②生徒会活動 ③クラブ活動	*学校行事等の新設
昭和45年	高等学校学習指導要領「各教科以外の教育活動」 ①ホームルーム（1） ②生徒会活動 ③クラブ活動（1） ④学校行事	*「学校行事等」を吸収して新設
昭和53年	高等学校学習指導要領「特別活動」 A ホームルーム B 生徒会活動 C クラブ活動 D 学校行事	*「各教科以外の教育活動」が名称を変更 *必修クラブの実施・部活動の教育課程外化
平成元年	高等学校学習指導要領「特別活動」 A ホームルーム活動（1） B 生徒会活動 C クラブ活動 D 学校行事	*クラブ活動の部活動の代替え（部活動の制度化）
平成11年	高等学校学習指導要領「特別活動」 A ホームルーム活動 B 生徒会活動 C 学校行事	*「総合的な学習の時間」の新設 *クラブ活動の廃止 *部活動の教育活動化
平成21年	高等学校学習指導要領「特別活動」 〔ホームルーム活動〕	〔生徒会活動〕
		〔学校行事〕

注 ( ) は示された週当たりの単位数

S22	教科課程					
	教科	特別教育活動				
S24	教育課程					
	教科	特別教育活動				
S35		HR活動	委員会活動	クラブ活動	生徒集会	
	教育課程					
S45	教科	特別教育活動			学校行事等	
		HR活動	委員会活動	クラブ活動		
S53	教育課程					
	教科	各教科以外の教育活動				
H1		HR活動	委員会活動	クラブ活動	学校行事	
	教育課程					
H11	教科	特別活動				
		HR活動	委員会活動	クラブ活動 部活動代替	学校行事 クラブ代替	
H21	教育課程					学校教育活動
	教科	特別活動				総合的な学習の時間
	HR活動	委員会活動		学校行事		
	教育課程					学校教育活動
	教科	特別活動				総合的な学習の時間
	HR活動	委員会活動		学校行事		
		HR活動 S24～	生徒会活動 S24～	クラブ活動 S24～H10	学校行事 S35～	部活動 (H1～10)

図1 学習指導要領における高等学校教科外活動の教育課程上の位置づけの変遷

### 3. 4. 教科外活動

教科外の活動は、昭和26年の学習指導要領において、「教育の一般目標の完全な実現は、教科の学習だけでは足りないのであってそれ以外に重要な活動がいくつもある。教科の活動ではないが、

一般目標の到達に寄与するこれらの活動をさして特別教育活動と呼ぶ。」として小学校では「教科以外の教育活動」、中学・高等学校では「特別教育活動」の名称で学校教育の一領域として位置づけた。「特別教育活動は、従来教科外活動とか、

課外活動とか言われた活動を含むが、しかしそれと同一のものと考えてはできない。ここに特別教育活動というのは、正課の外にあって、正課の次にくるもの、あるいは正課に対する景品のようなものと考えてはならない。したがって、これは単なる課外ではなくて、教科を中心にして組織された学習活動ではないいっさいの正規の活動なのである。」とされ、「特別教育活動には単位は与えられないが、しかしそれは教科の学習では達せられない重要な目標をもっており、高等学校が、新しい教育に熱意をもっていかどうかは、この特別教育活動をどのように有効に実施しているかどうかによって、察することができるといえよう。教科の学習に重点を置きすぎるあまり、特別教育活動が軽視されることのないように注意しなければならない。」と述べられている。

また、新教育や新体育といわれた昭和24年当時には、日常の運動生活と体育の関連について当時のカリキュラム研究に活躍した竹之下(1950)は、「体育は単に時間割に組まれた体育の時間だけでなく、生活全体における身体活動とその正しい位置づけに主たる関心が払わなければならない」として教科と教科外の密接な関連を主張している。この時期の生活体育と呼ばれた体育では、運動生活と体育のギャップを埋めるために、教科外の活動だけでなく、奉仕的活動(ホームルーム等)を含んだ教科の枠を超えた実践も行われていることが前川(1955)によって報告されている。

今日「体育」という名称によって、教科としての保健体育が、知や徳の不要な身体を育むだけのものと誤解されることが多く、その原因はかつて体育が体錬、体操であり、知的な部分よりも身体の教育であることが強調され、戦後においても学習指導要領によって体力や技能が重視されてきたことに求められる。新しい学習指導要領に示された体育の学力観では、知識をベースとして思考・判断、身体能力、社会的態度、価値的態度が示され、身体能力と並んで社会的態度も重要な学習内容ととらえられ、知・徳・体の備わった教科としての特性を強調しているが、教科外活動におけるスポーツでは、その活動を通して知・徳・体のバランスを保って人間形成を図ろうとしていた点では、体育よりも進んだ解釈がなされていたと考え

べきであろう。教科外活動の導入においては、extracurricular activities, すなわち教育課程の外におかれる教育活動(課外)ではなく、special curricular activities(特別教育活動)として教育課程の中の教育活動であることを強調し、望ましい集団活動によって社会化を實踐し、知育のみに偏重しないよう配慮したことから考えれば、社会におけるスポーツ機会の提供がスポーツの教育的効果を補う理由にはならないと考えられ、学校という教育機関で行うスポーツ活動に意義があることを再確認する必要がある。新学習指導要領における総則での取り扱いもその現れと考えることができよう。

### 3. 5. クラブ活動と部活動

現在の学校における部活動とは、希望者によって構成される集団の放課後や休日の活動をさしていると考えるのが適当である。しかし、この部活動という用語は、明治期の近代の学校制度が成立した時期から一般的な用語として用いられてきたわけではない。(図2)わが国では当初クラブ活動という呼称が使用されていた。藤田(1987)は、学校におけるクラブ活動を次のように定義づけている。「クラブ活動とは、興味・関心を同じくする児童・生徒の自発的な参加を基礎に、顧問教師の指導のもとで、児童・生徒集団が自治的に行う文化(スポーツを含む)活動である。」クラブ活動の起源は、明治期の課外活動に端を発する。この場合の課外は、教科課程(教科によってのみ編成された課程)以外の活動という意味である。クラブは、元来は学級の組織作りのための活動であったが、日本の武芸や欧米のスポーツを紹介する役割も果たしていた。わが国のスポーツは、明治期に来日していた外国人教師が高等教育機関で欧米のスポーツを紹介し、愛好する学生がクラブを創設して発展した。学校間の対抗試合もおこなわれ、明治19年の学校令以降は、中等教育にも広まった。勝利至上主義的な部分もある反面、自主・自発的な活動としての意義が学校教育に認められたのである。明治31年に文部省が運動クラブを課外活動として認め、積極的な振興を図るよう訓令して以降さらに発展する。スポーツにおける勝敗やクラブ活動が鍛錬主義、競争主義という点で国



家の求めるものと合致したためである。カリキュラム外の活動であるクラブ活動がスポーツや運動中心となり、文化・文芸には抑圧的になる一因となった。

クラブ活動は、戦後の教育改革で特別教育活動としてカリキュラムの中に取り入れられることになる。つまり、戦前からおこなわれていた放課後や休日におこなわれる自由参加の自主的・自発的スポーツ活動が「クラブ活動」という特別教育活動の一領域として学習指導要領に正式に制度化され、教育課程に編成されたのである。カリキュラム化された放課後のスポーツ活動が再び課外活動として位置づけられるのは、昭和45年の学習指導要領改訂である。この改訂では、それまでの放課後等で実施されていた「クラブ活動」を時間割の中に設定し、全員に経験させる方針が図られた。しかし、放課後等の「クラブ活動」は継続されたので、「クラブ活動」が2種類存在している。この時期を境に放課後におこなわれるクラブ活動を部活動という呼称で区別するようになったと推察される。矢沢（1992）によれば、「部活動」は、希望参加の課外活動に対する呼称であり、「クラブ活動」は教育課程内に位置づけられた全員参加の必修クラブに対する呼称として用いられている。このような用語の区別が生じたのは、小学校では昭和43年、中学校では昭和44年、高等学校では昭和45年に、児童活動・生徒活動のひとつとして全員必修のクラブ活動が位置づけられて以来のことである。」と指摘する。この時期においては、学習指導要領に「部活動」という用語は用いられていない。部活動という用語は平成元年の改訂においてはじめて登場し、クラブ活動との関連が述べられることになる。それによると部活動は、放課後や休日という教員の勤務時間外におこなわれる活動を意味することが明らかになる。要するに、部活動として学校現場でおこなわれているスポーツ活動は、戦前の課外クラブ活動や昭和26年の学習指導要領のクラブ活動で示される活動と同様である。したがって部活動は、明治期から昭和45年の学習指導要領の改訂までは「クラブ活動」として、昭和45年以降今日までは、「部活動」として実施されているのは明らかである。クラブ活動という用語は、明治期からの課外の活動を指すこと

ばであったが、昭和26年と昭和35年に示された学習指導要領では今日の運動部に代表される部活動を指す用語となった。しかし、昭和45年の改訂により、時間割に設定されたいわゆる必修クラブを指すものとなったのである。

		全員参加	自由参加		
			位置づけ	名称	
昭和22	教科課程	自由研究	教科課程外の活動	クラブ活動	
昭和24 昭和26	教育課程	(必修) クラブ活動	教育課程上の活動 特別教育活動	クラブ活動	高等学校
昭和35					
昭和45			教育課程外の教育活動	(部活動)	
昭和53					
平成元		(部活動)	<クラブ活動代替>	部活動	
平成11			教育課程外の教育活動		
現在					

図2 高等学校の部活動の変遷

### 3. 6. クラブ活動領域の学習指導要領の変遷

クラブ活動には生徒の自発的な参加という理念があるが、これがかえって制度的に複雑なものにしている。昭和35年の改訂では、「全校生徒のクラブ活動への参加は望ましいこと」にとどめられていた。参加の自主性を大切にされたものであり、形態としては現在の部活動と同様である。ところが、昭和45年の改訂で、全生徒がいずれかのクラブに所属することに改められ、クラブ活動は「必修クラブ」と呼ばれるようになる。クラブ活動の自由参加の原則が変更され、義務づけられたのである。この必修クラブは、週あたり1時間配当され、明確に教育課程に位置づけられた。しかし、これは従来の自由参加のクラブ活動がそのまま正課内の活動として移行したわけではなく、新たに

「必修クラブ」が創設されたと判断できる。つまり、クラブ活動は、時間割の中の「必修クラブ」と放課後の「部活動」という二重の制度で運営されることになった。この制度は昭和53年の改訂でも継続されている。平成元年の改訂ではさらに複雑な制度に変化する。「クラブ活動については、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする。なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められたときは、部活動への参加を持ってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」として、時間割の中に必ずしもクラブ活動の時間を設定しなくてもよいことを明示して、はじめて部活動とクラブ活動の関連を示したのである。これによって、部活動はクラブ活動の代替措置とすることができるようになった反面、教育現場では一層の混乱を招き、それぞれ独自の見解や誤解を生む要因になった。平成4年に発行された高等学校特別活動指導資料指導計画の作成と指導の工夫の中では、クラブ活動の運営を「一本立て（クラブ活動と部活動の両方に参加する生徒に、所属する部と同種目のクラブを選択させる）」方式、「二本立て（クラブ活動と部活動の両方に参加する生徒に、所属する部と異なる種目のクラブを選択させて実施する）」方式、「部活動代替（部活動の参加によりクラブ活動の一部又は全部の履修に替える）」方式の3つを紹介している。だが、部活動の代替えには、詳細な条件が示されるとともに「「代替」については、教師の勤務時間内に限ってその実施を認めること」とあり、休日等を実施される部活動については、原則として「代替」は認められないとされている。すなわち、クラブ活動の時間を時間割に表示することなどの条件と合わせて考えると、部活動をそのままクラブ活動とみなすわけではないことがわかる。

### 3. 7. 現在の運動部活動

現在の運動部活動は、平成21年告示の学習指導要領の第1章総則第1款の3には、学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされ、保健体育科だけ

でなく、家庭科や特別活動などにおいても適切に行うように努めることが示されているように、体育・健康に関する指導に関連し、総則に位置づけられている。部活動に関する記述は、第5款の3(13)において、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意し、保健体育の指導計画の作成と内容の取り扱いにおいて、運動部の活動などとの関連を図ることが示されている。特別活動から総則への位置づけの変更が行われてはいるが、再び学習指導要領に明確化されたことを考えれば、部活動の教育的な意義が再確認されたことの現れであろう。課外活動をを教育活動ではないと判断する考え方は、教科課程と教育課程を同一視する旧式の教育課程観にとらわれていると竹内(1980)は指摘するように、現代のカリキュラムが教科課程ではなく、教科以外の教育活動を重視した教育課程である以上、課外も教育活動ととらえるべきであり、「学習指導要領には示されていないが、学校の管理下で計画し実施する教育活動」として適切な取り扱いが求められる。

学習指導要領におけるクラブ活動の廃止を根拠に、部活動の総合型地域スポーツクラブへの移行を期待する声が上がっている。平成11年度の高等学校学習指導要領解説特別活動編によれば、「特に、クラブ活動については、それとほぼ同じ特質や意義をもつ教育活動として、放課後等における部活動が従来から広く行われてきた。前回の改訂では、部活動の参加をもってクラブ活動の履修に替えることができることが示されたが、それを受けて多くの学校では部活動によるクラブ活動の代替が行われてきた。また一方、地域の青少年団体やスポーツクラブなどに参加し、活動する生徒も増えつつある。」からであるが、スポーツ白書(2011)によれば、運動部加入の生徒数はこの10年来大きな変化はないが、中学生(66.1%)と高校生(41.3%)の加入率の比較においては、高校進学と同時に運動部活動離れが進んでいることが見られ、昨今指摘されている運動の二極化傾向を考えれば、学校外においてスポーツ活動をする生徒が平成11年度のクラブ活動廃止以降増加しているとはいえ、依然として学校における部活動がスポーツとの出会いを支えている事実がある。

また、部活動やクラブ活動の存在価値は、生徒

の自主的・自発的活動にある。これは、昭和26年の学習指導要領で示されるとおり、強制的な参加では達成できない。長谷川（1972）は、当初自由参加であったクラブ活動が全員参加の原則をもったのは、部活動等の教科外の活動で得られる教育的価値を一部の生徒だけでなく、全員に経験させるという教育的判断があったからだを指摘する。自主的・自発的運営を旨とする部活動と、教科以外の教育的価値を全員に経験させる必修のクラブ活動は、同じ内容を扱っていたとしても、意図されている教育効果が異なる。必修のクラブ活動が創設されても、放課後のクラブ活動が否定されなかったことからそれは裏付けられよう。放課後に自主的・自発的におこなわれていたクラブ活動の教育的意義に否定的な見解は、どの改訂においても示されてはいない。したがって、クラブ活動の廃止が意味するところは、そのような機会が学校教育以外にも十分に提供される社会に成熟したという判断がなされたということであるが、環境が成熟してない場合には学校がその受け皿となる必要があろう。

学校教育におけるスポーツの活動は、制度や名称の点からは変化があるが、放課後におこなわれ、自由参加の原則という点からみると、明治期から大きな変化はない。学習指導要領からクラブ活動が廃止されたことは、直接的には運動部活動の存在意義に疑問を投げかけるものではない。運動部活動は、自主的・自発的活動の形態を保つことで教科では十分に育むことのできない部分を育ててきたのであり、これらの活動が学校外へ移行した場合には、学校の果たしてきた生活による教育機能の低下を招くことが危惧される。また、このような生活教育の重要性は、特別活動研究の点からも強調されている。

経済同友会による平成7年の「学校から『合校』へ」という提言は、教育機能の分担論である。学校の機能を言語能力や論理的思考を中心として「基礎・基本」に絞り込むことが主張されている。しかしながら日本の教育の特徴として山口（1996）が指摘する、生活集団の上に学習集団を組織すること、訓育と陶冶を一体としてとらえること、個性化と社会化を不離の関係でとらえること、全人格的な人間形成の理念に立つことなどから考えれ

ば、伝統的におこなわれてきた学校教育とは大きく隔たりのある発想である。唐沢（1996）によれば、「日本には学校依存度の高い教育風土がある」ので、学校依存がもたらす教育への逆機能という弊害もあるが、家庭や地域の教育力の再編をおこなわないまま、学校教育への依存性を教科中心に解消した場合には、生活力の低下を招く恐れがある。社会の変革とともに地域や家庭の教育力が失われつつあるからである。教科は人間の教育に不変なものを扱う反面、そのような教育力の変容に柔軟に対応できない。特別活動の中でも部活動は、家庭の教育力の補完を果たしてきた部分も多く、その役割を人間形成という点からも見直す必要がある。

### 3. 8. 運動部活動をめぐる問題

運動部活動は教育か競技スポーツかという問題がある。スポーツのもつ教育性と競技性が区別されないことに原因がある。近年では、運動部活動の目標は、学習指導要領では民主社会の形成者としての資質を高めることや自己を高めることにおかれ、教育の手段として考えられている。（表2）しかし、運動部活動がはじめておこなわれた明治期は、対外試合を主とした競技的側面が強調されており、現象として明治期から続くスポーツ活動が後から意味を与えられたり、制度に位置づけられた内容が指導者や競技者の実践に急激な変容を与えているわけではない。実際には競技性を重視しながら、目標とする競技成績が得られないときにのみ教育として解釈することが多い。計画性のない指導からは、十分な教育効果は得られないであろう。教育的にスポーツを扱うのならば、社会性を身につけさせる教材とするのか、自己実現を目指す学習材とするのかなどの目標や目的を明確にすることが重要であるが、この点は学習指導要領においても明確ではない。民主社会における経験を与える場としての立場が、問題解決を学ばせる場や集団活動を経験させる場に変容しており、廃止の理由においては地域のスポーツクラブの充実をあげているが地域のクラブがどのような志向をもったスポーツクラブであるかの検討はしていない。社会性を身につける手段としての活動が、生涯スポーツの充実に置き換えられているの

である。その点からは教育的なスポーツの運営に十分な検討が加えられているとはいえない。また、高体連においては部員不足による複数校合同チームのインターハイ（全国高等学校総合体育大会）への参加を認めておらず、教育としての活動からは問題があるといわざるを得ない。

また、学校という教育現場でおこなわれているものだとしても、競技的におこなうスポーツは、教育的な運営がおこなえるとは限らない。勝利至上の過程における競技者の選別やトレーニング過多による健康の損失は必ずしも人間的な配慮とはならず、非教育的な場合がある。学校の運動部活動を純粋な競技スポーツとして実施する場合には、勝利とどう結びついていくのかを考える必要がある。関岡（2004）の指摘するように、勝利と結びついたスポーツ活動は、学校制度の中だけで通用する競技者を育てたり、指導者が困り込むことにもつながり、本来の意味での競技力の向上に寄与しない。日本のスポーツの真の競技力向上を考えるならば、学校のスポーツ活動を取り込んだ一貫指導体制を確立する必要がある。勝利至上に考えると、競技者である生徒主体ではなく指導者や学校の利得に結びつくことも少なくない。運動部活動がプロスポーツを含めたトップレベルの準備・養成的な役割を果たしていることも考えながら教育的な運営を考える視点が早急に必要とされている。できるだけ早期に選手の才能・資質を見出し、指導者や活動拠点が変わっても指導の理念や内容を終始一貫して、ジュニア期から組織的・計画的に選手を育成していく、一貫指導体制の実現のために、平成9年9月の保健体育審議会答申において「一貫指導カリキュラムの策定指針（参考案）」が提示され、文部省では、平成10年度から一貫指導システム構築のためのモデル事業を（財）日本オリンピック委員会に委嘱した。これを受けて、各競技毎に一貫指導プログラムが作成されているが、各学校種の全国大会が弊害となって充分機能していない競技も見受けられ、競技力向上という点からも高体連という統括団体と全国大会のあり方が求められている。競技としてのスポーツ活動は学校の外に出してエリートプログラムを実施する方針も示されたが、このような強化システムの見解の統一が図られているとはいえない

い状況にある。

スポーツは、人間形成の手段として有効な学習材となることができるが、スポーツ自体を目的として得られる楽しみに着目することも必要である。学校の活動には、意識化され目的化されたものが多いが、部活動では意図された以外の作用が人間形成に重要な役割を果たすことも無視できない。集団生活を通して社会性を身につけるといったことは別に、生徒自身が構造を無意識的に再構成し、多義性をもつ活動に変化させることができるからである。社会化させる手段であったとしても、個性化を実現する活動であることが個人の充足度を高める。スポーツをおこなうという過程に価値をおき、その実践が勝敗という結果によらないで評価されることが部活動の在り方のひとつであろう。また、平成22年に発表されたスポーツ立国戦略では、スポーツの実践者だけでなく、「見る・支える」立場からのスポーツへの関与も示唆され、多様なスポーツへのかかわりが示された。これらの新たなスポーツ参加者をどのように部活動に取り入れていくかも大きな課題として取り上げられなければ、競技スポーツの下請けとしての運動部活動となり、生涯スポーツにつながる制度に発展することが困難なのは明白である。

表2 運動部（クラブ）活動の主な目標

	競技的	手段（教育）的社会的	
		社会性	自己実現
戦前	○		
昭和26年		○	
35年		○	
45年		○	
53年			○
平成元年			○

#### 4. 結語

現在、学校において運動部活動として運営されているスポーツ活動の教育課程上の位置づけは、明治から戦前にかけては課外活動だが、戦後の教育改革により一時期教育課程に制度化され、再び教育課程外の教育活動としておこなわれている。名称は、当初クラブ活動であったが、必修化の関連から部活動と呼称されるようになった。学習指導要領では、目標を当初は特別活動に求めている

が、現行の学習指導要領では体育・健康に関する指導、体力の向上等に变化していることもあり、社会性の向上や自己実現といった目的に加えて、生涯にわたる豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることが重視されるようになってきている。しかし、運動部活動は財団法人高等学校体育連盟が統括しており、実態として競技力の向上が中心となっている嫌いが見受けられる。

クラブ活動といわれる学校スポーツの検討からは、明治期より競技性を重視したスポーツ活動として今日までおこなわれている現実と戦後の教育改革により社会性を身につける手段の役割をもたされて教育課程に制度化された現実があり、ふたつの性格を持っている。運動部活動を論じる場合には、制度上の変化や取り扱い方が異なることに着目しながら、スポーツの競技性という視点だけでなく、教育の視点からも同時に検討することが重要である。スポーツは自己を高めていく過程であり、そこで得られた充足感が人間形成に及ぼす影響も大きく、教育的なスポーツの在り方として運動部活動が存続する可能性を示している。勝利とは異なるスポーツの多様性が学校スポーツの特徴であり、スポーツの教育的効果を実証し、生涯スポーツとの関連を示すことが運動部活動に求められている課題と考えられる。

## 引用参考文献

馬場四郎 (1954) 「日本生活連盟, カリキュラム研究運動小史 (1)」『カリキュラム』(1)  
遠藤昭彦・山口満編 (1992) 『教職教育講座第4巻 道徳教育と特別活動』協同出版  
藤田昌士 (1987) 『スポーツ「部活」』草土文化: p89  
学校体育研究同志会編 (1984) 『クラブ活動の指導』ベースボールマガジン社  
阪尾隆司 (1995) 「高度経済成長期を背景とした教育課程の改訂」山口満編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版: pp84-86, pp96  
長谷川純三 (1972) 『吉本次郎・井上次郎編講座/高校教科外教育活動4 クラブ活動』明治図書  
H.C.McCORN (1962) *Extracurricular Activities*, The Macmillian Co, USA

堀久・金井肇・水戸谷貞夫 (1978) 『高等学校新学習指導要領の解説特別活動』学事出版  
飯田範子 (1995) 「国民教育機関としての高校をめざす教育課程の改訂」山口満編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版: pp104-106  
今橋盛勝・林量傲・藤田昌士・武藤芳照共編著 (1987) 『スポーツ「部活」』草土文化  
神谷拓 (2011) 「「運動部活動の教育学」入門これからの運動部活動の見方, 考え方: 第1回「運動部活動の教育学」の開拓に向けて」体育科教育2011 (4) 大修館書店: pp50-53  
唐澤勇編著 (1995) 『教師の専門性を高める担任学』学事出版: pp15, pp17-25  
唐澤勇 (1996) 「社会的創造性を育む特別活動—高等学校の新しい特別活動の在り方として—」『日本特別活動学会紀要』第5号: pp28-35.  
前川峯雄編 (1960) 『教師のための体育科』河出書房  
前川峯雄編 (1973) 『戦後学校体育の研究』不昧堂  
文部省中学校高等学校学習指導要領 (試案) 昭和22年  
文部省高等学校学習指導要領昭和35 (1960) 年  
文部省高等学校学習指導要領昭和45 (1970) 年  
文部省高等学校学習指導要領昭和53 (1978) 年  
文部省高等学校学習指導要領平成元 (1989) 年  
文部省高等学校学習指導要領平成11 (2000) 年  
文部科学省高等学校学習指導要領平成21 (2010) 年  
文部省高等学校学習指導要領解説特別教育活動編 学校行事編1962年  
文部省高等学校学習指導要領解説各教科以外の教育活動編1972年  
文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編昭和54 (1979) 年  
文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編平成元 (1989) 年  
文部省高等学校特別活動資料指導計画の作成と指導の工夫平成4 (1992) 年  
文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編平成11 (1989) 年  
文部省高等学校学習指導要領解説保健体育編・体



- 育編平成11（1998）年  
 文部科学省高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成16（2004）年一部補訂  
 文部科学省高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成21（2009）年  
 文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編平成21（2009）年  
 文部科学省保健体育審議会答申平成9年9月（1998）「一貫指導カリキュラムの策定指針（参考案）」  
 森川貞夫・遠藤節昭（1989）『必携スポーツ部活動ハンドブック』大修館書店  
 元木健（1975）「注入教育」広岡亮蔵編『授業研究大辞典』明治図書：p317  
 西島央編著（2006）『部活動その現状とこれからのあり方』学事出版  
 西野真由美（1995-96）『生きる力を育成する特別活動のために』文部省科学研究費補助研究成果報告書  
 扇谷尚（1969）「教育課程改造の必然性」岡津守彦編著『教育学叢書3教育革新の動向』第一法規：pp180-188  
 岡津守彦編著（1969）『教育学叢書3教育革新の動向』第一法規  
 岡津守彦編著（1971）『教育学叢書9教育課程』第一法規  
 関岡康雄編著（2004）『コーチと教師のためのスポーツ論』道和書院  
 高橋健夫（1973）「新体育の確立」前川峯雄編『戦後学校体育の研究』不昧堂：p93,103-110  
 高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編（2002）『体育科教育学入門』大修館書店  
 高橋哲夫（1990）『高等学校新学習指導要領の解説特別活動の内容と指導のポイント』学事出版  
 竹之下休蔵（1950）『教育大学講座27，保健・体育』金子書房  
 竹内常一（1980）『生活指導と教科外教育』民衆社  
 友添秀則（2002）「体育科の目標論」高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編『体育科教育学入門』大修館書店：pp41-43  
 中村敏雄（1979）『クラブ活動入門』高校生文化研究会  
 中村敏雄（1995）『日本のスポーツ環境批判』大修館書店  
 中村敏雄編（1997）『戦後体育実践論第1巻民主体育の探究』創文企画  
 山田順子（1996）「特別活動に関する日米における実証的先行研究の概要と今後の課題」『筑波大学学校教育学会誌』第3号：pp16-23  
 山口満編著（1995）『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版  
 山口満（1996）「生活のある学校の創造を」『特別活動研究』1996（5）. 明治図書：pp112-115.  
 山口満（1999）「特別活動との比較でみた『総合的な学習の時間』の特徴」『特別活動研究』1999（7）（No.391）明治図書：pp110-112  
 山口満編（2004）『新版特別活動と人間形成』学文社  
 山住正己（1987）『日本教育小史』岩波書店：p45,p166,p216  
 安井一郎（1995）「民主的实践人の育成をめざす教育課程の改訂」山口満編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版：pp32-33  
 矢沢雅（1992）遠藤昭彦・山口満編『教職教育講座第4巻道徳教育と特別活動』第5章協同出版：p175  
 吉本二郎編（1971）『改訂高等学校学習指導要領の展開各教科以外の教育活動編』明治図書  
 吉本次郎・井上治郎（1972）『講座/高校教科外教育活動4クラブ活動』明治図書  
 文部省高等学校学習指導要領昭和53（1978）年  
 文部省高等学校学習指導要領平成元（1989）年  
 文部省高等学校学習指導要領平成11（2000）年  
 文部科学省高等学校学習指導要領平成21（2010）年  
 文部省高等学校学習指導要領解説特別教育活動編学校行事編1962年  
 文部省高等学校学習指導要領解説各教科以外の教育活動編1972年  
 文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編昭和54（1979）年  
 文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編平成元（1989）年  
 文部省高等学校特別活動資料指導計画の作成と指導の工夫平成4（1992）年



- 文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編平成11(1989)年
- 文部省高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成11(1998)年
- 文部科学省高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成16(2004)年一部補訂
- 文部科学省高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編平成21(2009)年
- 文部省高等学校学習指導要領解説特別活動編平成21(2009)年
- 文部科学省保健体育審議会答申平成9年9月(1998)「一貫指導カリキュラムの策定指針(参考案)」
- 森川貞夫・遠藤節昭(1989)『必携スポーツ部活動ハンドブック』大修館書店
- 元木健(1975)「注入教育」広岡亮蔵編『授業研究大辞典』明治図書：p317
- 西島央編著(2006)『部活動その現状とこれからのあり方』学事出版
- 西野真由美(1995-96)『生きる力を育成する特別活動のために』文部省科学研究費補助研究成果報告書
- 扇谷尚(1969)「教育課程改造の必然性」岡津守彦編著『教育学叢書3教育革新の動向』第一法規：pp180-188
- 岡津守彦編著(1969)『教育学叢書3教育革新の動向』第一法規
- 岡津守彦編著(1971)『教育学叢書9教育課程』第一法規
- 関岡康雄編著(2004)『コーチと教師のためのスポーツ論』道和書院
- 高橋健夫(1973)「新体育の確立」前川峯雄編『戦後学校体育の研究』不昧堂：p93,103-110
- 高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編(2002)『体育科教育学入門』大修館書店
- 高橋哲夫(1990)『高等学校新学習指導要領の解説特別活動の内容と指導のポイント』学事出版
- 竹之下休蔵(1950)『教育大学講座27,保健・体育』金子書房
- 竹内常一(1980)『生活指導と教科外教育』民衆社
- 友添秀則(2002)「体育科の目標論」高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編『体育科教育学入門』大修館書店：pp41-43
- 中村敏雄(1979)『クラブ活動入門』高校生文化研究会
- 中村敏雄(1995)『日本のスポーツ環境批判』大修館書店
- 中村敏雄編(1997)『戦後体育実践論第1巻民主体育の探究』創文企画
- 山田順子(1996)「特別活動に関する日米における実証的先行研究の概要と今後の課題」『筑波大学学校教育学会誌』第3号：pp16-23
- 山口満編著(1995)『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版
- 山口満(1996)「生活のある学校の創造を」『特別活動研究』1996(5). 明治図書：pp112-115.
- 山口満(1999)「特別活動との比較でみた『総合的な学習の時間』の特徴」『特別活動研究』1999(7)(No.391) 明治図書：pp110-112
- 山口満編(2004)『新版特別活動と人間形成』学文社
- 山住正己(1987)『日本教育小史』岩波書店：p45,p166,p216
- 安井一郎(1995)「民主的実践人の育成をめざす教育課程の改訂」山口満編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版：pp32-33
- 吉本二郎編(1971)『改訂高等学校学習指導要領の展開各教科以外の教育活動編』明治図書
- 吉本次郎・井上治郎(1972)『講座／高校教科外教育活動4クラブ活動』明治図書

# A Study on Placement of Sports Club Activities in Japanese High School Curricular

Sho SHIMIZU

Faculty of Human Science, Department of Sport and Health Sciences, University of East Asia  
shimizu@toua-u.ac.jp

## Abstract

This study examine how sports club activities established in japanese high school curricular. The aim of sports club activities is to play voluntary. It is established that sports club activities is suitable for a required subject but extracurricular activities. In japanese course of study club activities founded on co-curricular by 1999, but club activities were abolished in course of study.

There is every possibility sports club activities make up for lack of educational effect from family and community. The assignment of sports club activities in high school is how to divide education from competition for victory.